

# 掛川市住民投票条例

【逐条解説書】

掛 川 市



## 【目 次】

### I 掛川市住民投票条例の条文と解説

第1条	趣旨	1
第2条	重要事項	2
第3条	投票資格者	6
第4条	発議又は請求	8
第5条	発議又は請求の形式	10
第6条	代表者証明書の交付等	11
第7条	署名等の収集	12
第8条	署名簿の提出等	13
第9条	審査名簿の調製	14
第10条	署名等の審査	15
第11条	住民投票の実施等	17
第12条	住民投票の期日	18
第13条	情報の提供	19
第14条	住民投票運動	19
第15条	投票資格者名簿の調製	21
第16条	投票区及び投票所	23
第17条	投票管理者及び投票立会人	23
第18条	投票することができない者	23
第19条	投票の方法	24
第20条	期日前投票等	24
第21条	開票区及び開票所	25
第22条	開票管理者及び開票立会人	25
第23条	無効投票	25
第24条	投票の結果	26
第25条	再請求等の制限	27
第26条	投票及び開票	27
第27条	結果の尊重	28
第28条	委任	28
	附則	28

## Ⅱ 住民投票関係法令等

- 1 掛川市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 掛川市住民投票条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 掛川市住民投票条例施行規則・・・・・・・・・・・・ 43

## Ⅲ 住民投票の流れ

- 住民投票の流れ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

# I 掛川市住民投票条例の条文と解説

## 第1条 趣旨 <条例の制定趣旨>

第1条 この条例は、掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号。以下「自治基本条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【説明】

平成25年4月1日に施行された掛川市自治基本条例において、市民主体のまちづくりの実現に向けた取り組みの一つとして、市政に関する特に重要な事項について、住民に対して直接その意思を問うために、住民投票を実施できることを定めました。

自治基本条例では、住民投票について、住民、市議会及び市長の発議により実施できること、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重するよう努めること、といった制度の大きな枠組みのみを定め、具体的な手続きについては、「別に条例で定める」としています。この条例は、自治基本条例の委任を受け、住民投票についての具体的な手続等を定めるものです。

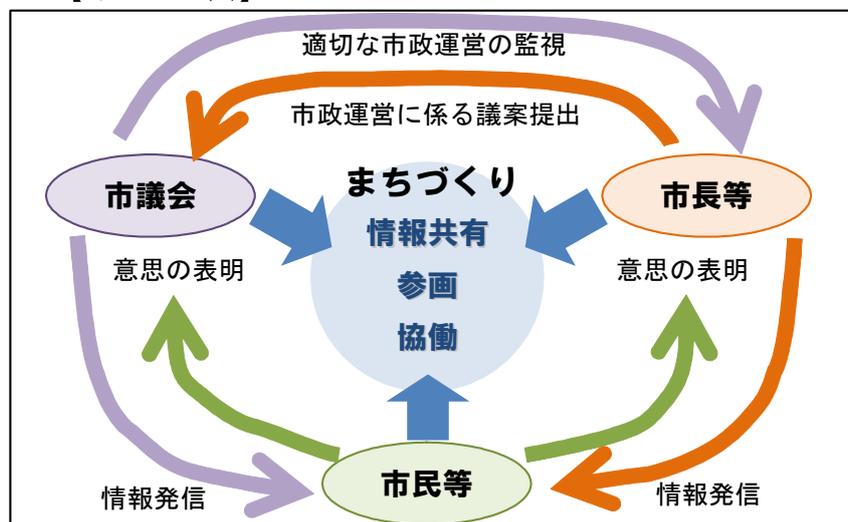
### ※ 住民投票制度の意義

自治基本条例では、市民自治によるまちづくりの実現を表明しています。

これからの掛川市におけるまちづくりは、情報共有、参画及び協働の基本原則のもと、3つの自治の主体、すなわち「市民等」「市議会」「市長等」により行っていくことを基本としています。また、地方分権が益々進む中、市政に係る重要事項への対応や市民を二分するような政策を実施する可能性も想定され、その場合、多くの市民の意見を確認する必要も生じると考えています。その意味において、住民投票は市民参画の重要な機会のひとつであるといえます。

一方、住民投票は、住民の意思表示や選択を実現するための手段ですが、それは必ずしも議会や行政と対立するものではありません。まちづくりの主体である市民等の意思を表明する機会を取り入れる制度を保障することは、掛川市のまちづくりを活性化するとともに、議会と行政の役割と責任が増すことに繋がっていくと考えられます。

### 【イメージ図】



## ※ 常設型の住民投票制度の必要性

住民投票制度には、個別設置型と常設型がありますが、自治基本条例では、市民自治によるまちづくりを推進する趣旨から、常設型を創設することとしています。

対象となる案件が発生するつど、投票の手続き等について制度設計や条例制定が必要となり、場合によっては制度についての合意が得られず投票に至らないことも想定される個別設置型に比べ、常設型は、あらかじめ投票に関する具体的な手続きを定めておくため、まちづくりの意思決定における住民の参画機会を安定的かつ継続的に担保できる制度といえます。

## 第2条 重要事項 <住民投票の対象事項>

第2条 自治基本条例第27条第1項の市政に関する特に重要な事項（以下「重要事項」という。）は、市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項であって、住民（市内に住所を有する個人をいう。以下同じ。）の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項（市の意思として明確に表明しようとする事項を除く。）
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の住民又は地域に関する事項
- (4) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (5) 市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (6) 市に納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項

### 【説明】

自治基本条例では、住民投票の対象事項について「市政に関する特に重要な事項」とのみ定めています。この条例では、その具体的な内容を定めます。

「市政に関する特に重要な事項」を、全市を対象とした市政の根源を問うような事案と想定し、どのような事案が該当するか、その条件を示すことにより明確にしています。

住民投票の結果は、市の方向性に相当の影響を及ぼすこととなるため、その他の手法による議論を十分経た後に実施すべき最終手段であるべきです。そのため、一定の条件を設定することで、住民投票の乱発を防止するとともに、真に「市政に関する特に重要な事項」に絞ることが必要です。

一方、対象事項を個別具体的に列挙すると、対象事項が限定的になってしまい、様々な事案に対応できなくなる可能性があります。住民投票制度が住民参加の仕組みの一つであることを考慮すれば、対象事項はなるべく広く捉えることも必要です。

また、住民投票制度と間接民主制との関係や実施の際の設問形式等を踏まえた場合、

すべての重要事項が住民投票の対象事項に馴染むものではありません。

そこで、住民投票に付することができる事項については、まず、前提となる条件を設定したうえで、事案の性質上対象としない事項を列挙し、それ以外を対象とする方法により示すこととします。

## ※ 前提条件

「市政に関する特に重要な事項」に該当するか否かを判断するために、「(1)市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項」、「(2)住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる事項」、「(3)住民に直接その意思を確認する必要がある事項」の3つの前提条件を設定することとします。

### (1) 市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項

対象事項が「市政に関する特に重要な事項」であることを考慮すれば、市内の限定的な地域や住民に対する課題解決や方向性を決めるために実施すべきではなく、少なくとも、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすことが想定される事項を対象とするべきです。

「市の存立の基礎的条件に関する事項」や「市民生活全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項」などが該当します。

(具体例)

- ・掛川市が〇〇市と合併することの是非に関すること
- ・市役所庁舎の移設の是非に関すること

### (2) 住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる事項

「市政に関する特に重要な事項」であっても、まちづくりの主体である3者（住民、市議会、市長）の意見が一致している場合は住民投票の対象事項とする必要はありません。

また、住民投票が住民参加の最終手段であることを考慮すると、さまざまな手法により議論を重ねても、なお、意見の相違が認められる事項を対象とすべきと考えます。

なお、重大な意見の相違が認められる状況とは、一部の団体等が賛成・反対の運動を行っているだけでなく、対象事項に対する議論が全市的に広がっており、かつ、意見の相違が一定程度均衡している状況が想定されます。

(具体例)

- ・市議会の代表質問等における審議において賛否均衡している状況
- ・市民等からの請願・陳情等において意見の相違が認められる状況

### (3) 住民に直接その意思を確認する必要がある事項

すでに他の方法で住民の意思が確認できており、住民投票をするまでもなく結果が明白な事項や市の権限事項ではないなど、住民の意思を確認したとしても結果を反映することができない事項は住民投票の対象とはなりません。

また、住民投票は原則として二者択一で賛否を問う設問形式を採用するため、「二者択一で住民の意思確認が行える程度に議論が収斂されていない事項」や「住民に意思確認をする要素が複数包含されているような事項」等、住民投票によりの確に住民の意思を確認できない事項も対象となりえません。

## ※ 対象としない事項

住民投票が投票という手段を用いた住民参加の仕組みであることや法令との関係性を考慮し、住民投票に付すことが適当でない事項や住民の意思を的確に確認することができない事項は、対象事項から除外することとします。

(1) 市の機関の権限に属さない事項（市の意思として明確に表明しようとする事項を除く。）

「市の機関の権限に属さない事項」とは、掛川市が自ら実施主体となり得ないものをいいます。

この条例は、掛川市が定める住民投票制度であるため、市の機関の権限に属さない事項について住民投票を実施したとしても、その結果を尊重した意思決定を行うことはできません。「国・県の権限に属する事項」や「私企業の経営事項」などが該当します。

（具体例）

- ・自衛隊基地の掛川市への設置を決定すること
- ・県立病院の掛川市への設置を決定すること
- ・産業廃棄物処理場の掛川市への設置を決定すること

しかしながら、「市の機関の権限に属さない事項」であっても、住民の利益や権利に深くかかわる事項については、法令の規定により市長の意見を求められることもありますし、市として団体の意思を表明することもあり得ます。こういった場合は、住民投票の対象事項とすることも可能としています。

（具体例）

- ・国に対し自衛隊基地の掛川市への設置を求めること
- ・県に対し県立病院の掛川市への設置を求めること
- ・私企業に対し産業廃棄物処理場を掛川市へ誘致すること

ただし、掛川市の意思表示が対象事項に係る意思決定に直接的な影響が小さいと考えられる事項は、本市の住民投票制度の対象事項として想定していません。

（具体例）

- ・国に対し米軍基地の〇〇県△△市への移設を求めること
- ・憲法の改正を求めること
- ・北方領土の返還をを求めること

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

法令の規定に基づき住民投票を行うことができるものは、すでに法律上の制度があるため、全く同じ事項について条例による住民投票を行うことは、法律上の疑義が生じることから、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票
- ・「地方自治法」に基づく市議会の解散、市長の解職を求める直接請求

(3) 専ら特定の住民又は地域に関する事項

住民投票は、全市的に住民意思の確認を行い、その総意を市政に反映させることを目的として実施することから、その影響が特定の住民又は地域のみに限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・〇〇地区に最終処分場を設置すること
- ・△△地区に地域生涯学習センターを新設すること

ただし、一見、特定の地域のみに関する事項であっても、それが全市的な問題に波及する場合は、一律に除外されるものともいえません。

例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、学区内に居住する住民の利便性や教育環境の問題であるならば対象から除外されますが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するのであれば、対象となることもあります。

(4) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

上記(3)と同様、特定の個人や団体に対する公的支援や公共施設の利用制限等について住民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・〇〇団体が△△体育館を使用することを制限すること

(5) 市の執行機関の内部の事務処理に関する事項

住民投票は、市の政策決定に住民の意思を的確に反映させるために行われるものです。一方、市内部の組織編成や人事、予算編成や支出命令等の財務は、決定した政策をいかに効率的かつ効果的、また確実に執行するかという市長の執行権の前提となるもので、政策判断の要素を含まないことや複雑な選択肢が想定される事項であるため、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・〇〇課を設置すること
- ・△△部長を降格すること
- ・□□事業について2億円の予算を計上すること

(6) 市に納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項

「市に納付すべき金銭」とは、市民等が市や国などの公の機関に対して納付すべき金銭のことで、税金や分担金、使用料、手数料などが想定されます。

これらは、地方自治法における条例制定等の直接請求で除外事項として扱われていますが、これは、地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすおそれがあると認められるためです。また、政策議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項について住民投票を実施した場合、適切な判断基準をもった投票がなされないおそれもあります。

したがって、これらの事項を対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・市民税の税率を引き下げること
- ・〇〇センターの使用料を引き下げること

ただし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、対象となることもあります。

(7) 前各号に掲げるもののほか住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項

住民投票に付すことが適当であるか否かについては、基本的に、(1)から(6)に掲げられている事項により判断することとなります。

しかしながら、住民投票の対象事項は、地域社会の状況やその事案に対する合意形成の進捗度などにより変化するため、現時点では想定されない事由により除外することが適当と判断される事項もありうると考えられることから、概括的な項目を設定することとします。

ただし、これに該当するには、(1)から(6)に掲げた事項と同様に、個々の事案に係る状況などを総合的に勘案したうえで、合理性が認められる相当な理由を有している必要があります。

### 第3条 投票資格者 <投票資格者の「住所要件・年齢要件・国籍要件」>

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本の国籍を有する者であって、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。以下同じ。）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄

の永住者の在留資格をもって在留し、かつ、本市に住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの  
(3) 日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格（永住者を除く。）をもって在留し、かつ、本市に住民票が作成された日から引き続き3年を超えて本市の住民基本台帳に記録されているもの

#### 【説明】

自治基本条例は、住民投票の投票資格者を「市内に住所を有する個人」と定めています。この条例では、投票資格者の「住所要件」「年齢要件」「国籍要件」を定めます。

自治基本条例では、「市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する」と定めています。これは、市民等には年齢や性別の違い、国籍、信条、社会的身分、経済状況の違いなどさまざまな立場の方がいますが、平等な立場でまちづくりに参加する権利がある、という趣旨で定めたものです。

住民投票が住民の参加機会のひとつであることを考慮すれば、自治基本条例の趣旨に則り、投票資格者はなるべく広く捉える必要があると考えられます。しかし、実際の投票行為等を勘案すると、一定の条件を満たした住民を対象とすることが適当であると考えられますので、住所、年齢及び国籍により、その条件を示すこととしています。

#### (1) 住所要件

本市の区域内に住所を有し、かつ、本市に住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

選挙制度の例を見ても、「市政に関する特に重要な事項」に関する意思を表明するためには、一定期間以上、掛川市において地縁的な繋がりがあることを条件とすることが市民自治の趣旨にかなっています。

また、一定期間の在住要件を設けなかった場合、対象事項によっては住民投票を目的に住所を移す等の状況も想定され、その場合、住民の意思を確認するという本来の目的に支障をきたすことも危惧されます。

したがって、住民投票の投票資格者には、引き続き3ヶ月以上市内に住所を有することを要件とすることとします。

#### (2) 年齢要件

年齢満18年以上の者

※ ただし、附則により国民投票法の投票年齢と整合させることとする

自治基本条例の趣旨からは、選挙権の有無にかかわらず、投票資格者をなるべく広く捉えることが望ましいと考えられますが、未成年者については、投票資格者となることによって、投票運動などで受ける精神的な影響なども考慮する必要があり、あまり低い年齢は適切ではないといえます。

世界的な潮流や国の法制度上の年齢を考慮し、さらには、今後の若者の社会参画の意識を高めることを期待すれば、少なくとも満18歳以上の未成年者は投票資格を有する住民の範囲に含めることが適当と考えられます。

しかしながら、掛川市内において未成年者の投票行為が一般的には周知されてい

ないことや、特に高校生に対する投票運動の影響が危惧されている現状を鑑み、国民投票法における投票年齢が満18歳以上に確定する平成30年6月20日までの間は、年齢満20歳以上の者を対象とすることとします。

### (3) 国籍要件

- ・日本の国籍を有する者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
- ・出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する永住者の在留資格をもって在留する者
- ・出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格（永住者を除く。）をもって在留し、かつ、本市において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの

自治基本条例の趣旨では、外国人住民も市民のひとりとして、まちづくりに参加する権利を有すると捉えています。したがって、住民投票の制度から外国人住民を排除する合理的理由はないと考えます。

また、掛川市の外国人住民の割合は全国平均に比べると高く、日々の暮らしにおいても、まちづくりの場面でも日本国籍のある人と同様の関わりを持っている外国人住民が数多くいます。そのため、掛川市では、平成23年に「多文化共生推進プラン」を策定し、施策のひとつとして「外国人市民の意見を受け入れる体制整備」を掲げています。

これらを考慮し、外国人住民を投票資格者に含むこととします。

一方、投票資格者は、日本での生活の基盤が確立していることに加え、住民投票の案件内容について十分に理解し、自らの意思で投票を行うために、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身につけている必要がありますが、それには、少なくとも3年程度の期間を要すると考えられます。そのため、3年を超える期間、本市に在住していることを要件とします。

ただし、永住者や特別永住者については、相当期間、日本で生活しており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定されることから、この要件は不要とします。

「特別永住者」第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

「別表第2の在留資格」永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 ほか。

「永住者」素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人。

## 第4条 発議又は請求 <住民投票の発議者別の発議要件及び請求方法>

第4条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施

を請求することができる。

- 2 市議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 市長は、自らの発議に基づき、住民投票を実施することができる。この場合において、市長は、あらかじめ市議会の意見を聴かななければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、住民投票を発議することができない。

#### 【説明】

自治基本条例では、住民投票の発議者を「住民、市議会又は市長」と定めています。これは、掛川市のまちづくりの主体である3者が等しく住民投票を発議する機会を有することが、お互いを尊重し、対等な立場で協力していくことができると考えられるためです。この条例では、それぞれの発議に係る要件と住民投票を請求する際の具体的な手続きを定めます。

また、実質的に同一の内容について同時又は短期間に続けて住民投票を実施しても、同様の投票結果になることが予想されるため、特定の事案について発議され、手続が進められているときにあっては、実質的に同一の内容の発議又は請求を認めないこととしています。

ここでいう「何人」には、既に発議を行っている代表者はもとより、市長や市議会も含まれるものとします。また、「手続が行われている間」とは、次に掲げる時点から、投票結果が判明するまでの間のことをいいます。

- ・住民の発議……代表者証明書交付申請が市長に提出されたとき
- ・市議会の発議……発議に係る議案が議会に提出されたとき
- ・市長の発議……発議に際し市議会に報告がなされたとき

#### (1) 住民の発議

投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

投票資格者は、別に定める代表者である資格の確認を受け、発議に必要とされる投票資格者総数の6分の1以上の署名を収集したうえで、市長に住民投票の実施を請求できます。投票資格者の発議は、個々の投票資格者単独の権利ではなく、署名要件に基づく相当数の投票資格者の集合的行為として認められるものです。

投票資格者の発議に必要な署名数については、法令に規定された直接請求に必要な署名数、掛川市でのこれまで署名実績や選挙の投票率などを参考として、実際の署名収集が可能であり、発議の乱発防止という点も考慮し、投票資格者総数の6分の1以上としています。

## (2) 市議会の発議

市議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

市議会の発議については、地方自治法第112条に基づく議員による議案の提案規定に基づき、議員定数の12分の1以上の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の賛成による議決をもって、住民投票の実施を請求できることとします。

## (3) 市長の発議

市長は、自らの発議に基づき、住民投票を実施することができる。この場合において、市長は、あらかじめ市議会の意見を聴かななければならない。

自治基本条例第27条において、市長が発議できることが定められていることに基づき、市長は単独で発議し、住民投票を実施することができることとします。

ただし、運用に際しては、二元代表制の趣旨を考慮し、市長は、自ら発議しようとするときは、事前に、市議会に報告し意見を聴くこととします。

これは、早い段階から市議会と情報共有することが市政運営上有効であるとの考えによるものです。

なお、報告の場としては、市議会全員協議会等が想定されます。

## 第5条 発議又は請求の形式 <住民投票を発議又は請求する際の形式>

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求により住民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛成又は反対を問う形式としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

### 【説明】

ここでは、住民投票の際の設問の形式を定めます。

住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ市議会や市長が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるため、投票結果にさまざまな解釈の余地が生じないように、発議又は請求に当たっては、原則として、二者択一で賛否を問う形式によることとし、かつ、住民が容易に内容を理解できる設問とすることとします。

ただし、将来的にどのような内容が対象となるか想定できないことや、賛否だけを問うかたちでは住民意思を確認するのに適切でない場合も考えられることから、市長が必要と認めるときは、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができることとします。

## 第6条 代表者証明書の交付等 <住民発議の代表者となるための手続等>

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする投票資格者の代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による請求又は申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による請求が第4条第4項又は第25条の規定に該当するとき。

(2) 第2項の規定による確認ができないとき。

### 【説明】

住民の発議に当たっては、住民発議が署名要件に基づく相当数の投票資格者の集合的行為として認められていることから、発議の主宰者が署名収集等の手続を進めるために、代表者として承認される必要があります。ここでは、代表者となるための手続等について定めます。

投票資格者が住民投票の請求の代表者になるためには、規則で定める「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」と「住民投票実施請求書」の2つの文書をもって、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行うこととします。これらの申請書又は請求書に必要とされる記載事項は、次のとおりです。

- ・ 交付申請書…請求代表者になろうとする者の氏名、住所、生年月日
- ・ 実施請求書…住民投票に付そうとする事項とその趣旨（1,000字以内）

市長は、提出された文書に基づき、次に掲げる事項のすべてに該当することが確認できたときは、申請人に対して「住民投票実施請求代表者証明書」を交付し、その旨を告示することとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとします。

- ・ 住民投票に付そうとする事項が既に発議手続が開始されている事項でないこと
- ・ 住民投票に付そうとする事項が既に住民投票を実施してから2年を経過していない事項でないこと
- ・ 住民投票に付そうとする事項及び趣旨が「重要事項」であること
- ・ 発議又は請求の形式が規定に該当していること
- ・ 申請人が交付申請日時点において投票資格者であること

請求代表者が投票資格者であることは、本請求を行うまでの継続要件となります。そのため、請求代表者が投票資格者でなくなったときには、その時点で請求代表者の地位も失うこととなります。

請求代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、市長は、代表者証明書の交付の際に、請求代表者に対して本請求に必要な代表者証明書の交付申請の日現在における投票資格者の総数の6分の1の数を通知するとともに、広く住民に知らしめるためにその数を告示することとします。

なお、提出された文書により代表者証明書を交付する条件が確認できなかった場合は、当該申請等を却下することとしますが、代表者証明書の交付に関する決定に不服があるときは、行政不服審査法の手続に基づき、市長に対し異議申立てを行うことができます。

## 第7条 署名等の収集 <住民発議のための署名収集の方法等>

第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

3 代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

4 代表者（第2項の規定により委任を受けた者を含む。）は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、静岡県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間において署名等を求めることができない。

5 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

### 【説明】

ここでは、代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めます。

署名を収集する際の署名簿には、実施請求書と代表者証明書（写しでも可）を付して、投票資格者に対し署名等を求めることとします。署名収集の際に求める事項は、①署名、②押印、③署名年月日、④住所、⑤生年月日であり、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならないこととします。

署名等に使える文字については、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字のほか、投票資格者に外国人住民を含むことなどを考慮し、ローマ字（ここでいうローマ字とは、英

字のアルファベットの26文字のことをいう。)も可能とします。その他の外国語の文字については審査に困難をきたすおそれがあることから、署名等の記載に用いることは認めないこととします。また、同様に署名等の審査の適正化を考慮し、ブロック体や楷書体など、誰もが読みやすい字体で記載しなければならないこととします。

代表者は、他の投票資格者に署名収集を委任(委任を受けた者を以下「受任者」という。なお、受任者自身が投票資格者であることは、署名収集を行う間の継続要件である。)することができることとします。受任者は、署名収集の際には、「住民投票実施請求署名収集委任状」の原本を、実施請求書と代表者証明書とともに署名簿に付さなければならないこととします。

代表者は、署名収集の委任をしたときは、直ちに市長に「住民投票実施請求署名収集委任届」を提出しなければならないこととします。

なお、署名収集は、規則で定める「住民投票実施請求者署名簿」を用いて、請求代表者又は受任者が投票資格者に対して直接行うものであり、請求代表者又は受任者以外の第三者による署名収集は認められません。また、郵便又は回覧の方法により署名収集をしたような場合、その署名は成規の手続によらないものとして無効とされます。

心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、署名等を代筆させることができます。その際に署名の委任を受けた者は、署名簿に署名の代筆者として署名しなければなりません。また、目の不自由な投票資格者は、点字で自己の署名等を記載することができることとします。

署名簿に署名した者は、代表者が署名簿を選挙管理委員会へ提出するまでの間は、代表者を通じて、署名を取り消すことができます。

地方自治法に定める直接請求の署名収集行為の制限に準じ、選挙制度と住民投票制度の適正な運用を期そうとする趣旨から、代表者は、市内で選挙が行われるときは、一定期間、署名収集を禁止することとします。

地方自治法に定める直接請求の署名収集期間に準じ、署名収集期間は、代表者証明書の交付の告示があった日から1ヶ月以内とします。なお、選挙により署名収集を禁止される期間があった場合は、その期間を除いて1ヶ月以内とします。

## 第8条 署名簿の提出等 <署名審査のための署名簿の提出方法等の手続>

第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第5項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を掛川市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

### 【説明】

署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名等の審査のため

の署名簿の提出方法や必要署名者数に満たないとき等の手続きについて定めます。

地方自治法施行令に準じ、代表者は、署名収集が終了し、署名数が必要署名者数に達したときは、署名収集期間満了日の翌日から5日以内に全ての署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録された者であることの証明を受けることとします。証明を求める際には、署名簿が2冊以上に分かれているときはこれを一括した上で、選挙管理委員会に署名簿を提出しなければならないこととします。

署名簿の整理等に要する時間を考慮して、署名簿の提出までに5日間の猶予を設けていますが、これは署名簿提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、代表者の判断で署名簿を提出することは差し支えありません。なお、提出期間の終期である5日目が市の休日（土日、祝日及び12月29日から1月3日）に当たるときは、掛川市の休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が署名簿の提出期限となります。

署名簿は、一括して選挙管理委員会に提出しなければならず、署名簿を2回以上に分けて提出することは認められません。

選挙管理委員会は、次に該当する場合、署名簿の提出を却下することとします。

- ・署名簿に署名等をした者の数が必要署名数に満たないことが明らかなきとき
- ・署名簿の提出期間を経過しているとき

## 第9条 審査名簿の調製 <署名審査用の名簿の調製方法等>

第9条 委員会は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により審査名簿を調製したときは、その日の翌日から5日間、投票資格者（審査名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 委員会は、前項の閲覧を開始する日前3日までに閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。

4 審査名簿の調製に関し不服のある者は、第2項の規定による閲覧の期間内に文書をもって委員会に異議を申し出ることができる。

5 委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。

6 委員会は、第4項の規定による異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消するとともに、その旨を同項の規定により異議を申し出た者（以下「異議申出人」という。）及び関係人に通知しなければならない。

7 委員会は、第4項の規定による異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

## 【説明】

審査名簿は、代表者証明書交付申請の日現在の投票資格者を登録した署名等の審査に用いるための名簿です。掛川市では、代表者証明書交付申請時点での投票資格者を正確に名簿に掲載することで、署名者と投票資格者に時間的なズレを生じさせないため、また、事務の負担等を軽減するために、選挙に用いる選挙人名簿のような「永久名簿方式」ではなく、必要が生じたつど、名簿を調製する「随時名簿方式」とします。

審査名簿には、代表者証明書交付申請の日現在における投票資格者の氏名（外国人住民については通称名を優先）、住所、生年月日等を記載することとします。ここでいう「住所」は、基準日現在における、住民基本台帳に記録されている住所をいいます。

審査名簿の抄本の閲覧は、投票資格者に審査名簿の登録に関し異議の申出の機会を与え、登録漏れを予防して審査名簿の正確を期すことを目的として実施します。閲覧の期間は、審査名簿の調製の日から5日間（土日、祝日等を含む。）とします。閲覧の期間と場所については、閲覧開始日の3日前までに選挙管理委員会が告示することとします。

すべての投票資格者について、審査名簿の抄本の閲覧の申出があったときは、当該申出人に係る部分に限り閲覧させることができることとします。

審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者（投票資格を有すると主張する者を含む。）は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができます。具体的な手続等については、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する異議の申出の例によることとします。

選挙管理委員会は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議に対する決定を行うこととします。

### (1) 申出を正当と決定した場合

→ 異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知

### (2) 申出を正当でないと決定した場合

→ その旨を申出人に通知

「関係人」とは、審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者をさします。請求代表者が複数人の異議の申出をまとめて行う場合などは、請求代表者以外の者が関係人となります。

選挙管理委員会が自ら行った調査や投票資格者本人からの申出などにより、本来、審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを選挙管理委員会が知った場合には、速やかにその者を審査名簿に補正登録することとします。

## 第10条 署名等の審査 <署名簿の審査方法、署名簿の縦覧等の手続>

第10条 委員会は、第8条第1項の規定による提出を受けたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

- 3 委員会は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって委員会に異議を申し出ることができる。
- 5 委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 委員会は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。
- 7 前各項までに定めるもののほか、署名等の審査に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の規定の例による。

#### 【説明】

ここでは、選挙管理委員会に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数等の告示などの手続きについて定めます。本手続きは、地方自治法の条例の制定改廃に関する直接請求に係る署名等の審査等の方法に準拠しています。

##### (1) 署名簿の審査方法

選挙管理委員会は、代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、印をもって有効、無効である旨の証明をすることとします。

署名等の審査に当たり、次に該当する署名等は無効とします。

- ・この条例や施行規則に定める成規の手続によらない署名等
- ・何人であるかを確認し難い署名等
- ・詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、選挙管理委員会がその申出を正当と決定したもの

選挙管理委員会は、署名等の効力を決定するに当たって必要があるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができることとします。

選挙管理委員会は、同一人に係る2以上の有効署名等があるときは、そのうちの1つを有効と決定しなければならないこととします。

地方自治法の条例の制定改廃に関する直接請求に係る署名等の審査等の方法に準拠し、署名審査の期間を20日以内とします。

##### (2) 署名簿の縦覧

署名簿の縦覧は、署名の効力の未確定な署名簿を関係人の縦覧に供し、署名の効力を確定させることを目的として実施します。

「関係人」とは、署名簿の署名等の効力に関して直接利害関係を有する者をいいます。

すが、直接利害関係を有するか否かは縦覧の結果初めて明らかになるものであることから、審査名簿に登録されるべき者全員が関係人ということになります。

選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、選挙管理委員会が指定した場所において、7日間（土日、祝日等を含む。）、署名簿の縦覧を行うこととしています。また、縦覧の期間と場所については、選挙管理委員会があらかじめ告示することとします。

### (3) 異議の申出

縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある者は、縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができますこととします。口頭による申出は認められません。異議の申出ができるのは、署名簿の署名等についてであり、署名自体に関することはもちろん、署名を求める手続等の瑕疵を内容とする署名に関する事項や署名簿そのものの効力を争う場合も含まれます。具体的な手続等については、直接請求制度における署名簿に関する異議の申出の例によることとします。

「署名簿の署名等に関し不服のある関係人」とは、①代表者及び受任者、②署名者、③他人に自己の名を偽筆された者等、署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者のことをいいます。

投票資格者であっても、ここにいう当該署名等に直接利害関係を有しない者は、異議の申出をすることはできません。

選挙管理委員会が異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないこととします。このとき、その申出が正当であると決定した場合は証明を修正し、その旨を申出人と関係者に通知し、告示することとします。また、正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

選挙管理委員会は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、署名簿の末尾に署名総数並びに有効署名数及び無効署名数を記載し、代表者に返付しなければならないこととします。

選挙管理委員会は、署名等の効力の決定に関し、関係人の出頭や証言を求めた次第や、無効と決定した署名等についての決定の次第など必要な事項を署名審査録に記載し、署名等の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならないこととします。署名審査録は、公の記録として、署名等の効力を争う場合の証拠となるものです。

## 第11条 住民投票の実施等 <住民投票を実施する際の手続等>

第11条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、住民投票を実施するものとする。

2 市長は、第4条第1項の請求により住民投票を実施する場合にあっては代表者及び委員会に、同条第2項の請求により住民投票を実施する場合にあっては市議会及び委員会に、速やかに通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、第4条第3項の規定に基づき住民投票を実施するときは、速やかに委員

会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

【説明】

自治基本条例では、「市長は、(中略)住民投票を実施することができる。」と規定していることから、住民投票の執行者は市長となります。ここでは、住民投票を実施する際の手続等について定めます。

住民発議又は市議会発議による住民投票実施の本請求については、既に発議要件を満たしていることが明らかなため、市長は、住民発議及び市議会発議による住民投票実施の請求を受けたときは、住民投票を実施することとし、速やかに、その旨を代表者又は市議会の議長、選挙管理委員会に通知することとします。

市長は、自ら住民投票を実施することを決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知することとします。

市長は、住民投票の実施を決定したときは、市民に広く周知するため、請求の趣旨等を付して実施の告示を行うこととします。

**第12条 住民投票の期日** <住民投票を実施する期日(投票日)>

第12条 委員会は、前条第2項及び第3項の規定による告示があった日から31日以後90日以内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。  
ただし、投票日に選挙が行われるときその他委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。  
2 委員会は、前項の規定により定めた投票日前7日までに当該投票日を告示しなければならない。

【説明】

ここでは、住民投票を実施する期日(投票日)について定めます。住民投票の投票日は、投票所における混乱等を避けるため、原則として、選挙と同一日には実施しないこととします。

住民投票に係る投開票所の準備や投票資格者名簿の調製等の事務的な準備期間、投票資格者に対する情報の周知期間等を考慮し、住民投票の投票日は、住民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して31日以降90日までの間に設定することとします。ただし、当該投票日に公職選挙法に基づく選挙が行われるときは、選挙結果への影響や住民投票運動への影響、投票所における混乱等が懸念されるため、投票日を変更することができることとします。

投票日を決定した場合は、当該投票日の7日前までに告示することとします。これは公職選挙法の市政選挙における規定に準拠しています。

## 第13条 情報の提供 <対象事案に関する必要な情報の提供方法等>

第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付された重要事項（以下「付議事項」という。）に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

### 【説明】

住民投票に際し、住民が自らの明確な意思に基づく投票を行うため、対象事案の判断に関する必要な情報の提供について定めます。

住民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、対象事案にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等を踏まえ、どのような点が住民投票のポイントであるのかなどを十分に把握できている必要があります。また、住民の投票行動を促すためにも、住民が対象事案を理解するための情報を得ることが不可欠です。

住民投票運動やマスコミ報道などを通じて、住民は様々な情報を得ることも可能ですが、何よりも対象事案に関する多くの情報を有しているのは市であり、市が積極的に情報提供を行うことは、対象事案に関する住民の理解を深める上で効果的と考えられますので、市長が情報提供を行うこととします。

なお、市は様々な形態で情報を保持しているため、対象事案に関する情報をそのまま開示するだけでなく、効果的に住民の理解を深めることができるよう、市は、市が有する情報を住民が容易に理解できるような形で整理し、情報提供を行う必要があります。

情報の提供に当たっては、市役所等の公共施設での資料等の閲覧のほか、広報、ホームページ等、住民の理解を得る上で効果的かつ適当な方法を活用することとします。

また、市長は、基本的に対象事案に関する意見表明を制限されるものではありませんが、住民投票の執行者ですので、情報の提供に当たっては中立性の保持に努めなければならないことを明らかにしています。

## 第14条 住民投票運動 <住民投票運動のルール>

第14条 住民投票に係る投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 第11条第2項又は第3項の規定による告示の日から投票日までの期間において、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による

届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))を含む。)がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。))又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。))が、当該住民投票に係る投票運動にわたることを妨げるものではない。

## 【説明】

住民投票の投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないことから、住民発議に係る署名活動及び付議事項に対する賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘することを目的として、様々な投票運動が行われることが想定されます。ここでは、住民投票の適正な執行を図ることを目的として、住民投票運動の禁止行為及び禁止期間など、住民投票運動のルールについて定めます。

また、掛川市の住民投票制度は法的拘束力を有しない、いわゆる「諮問型」であること、また、住民投票運動の違反行為に対し罰則を設けることは、刑罰における比例原則に反するおそれがあり、倫理的要請にとどめざるを得ないことなどから、本条例では、住民投票運動違反に対する罰則規定は設けていません。

ただし、住民投票運動としての行為だとしても、他の法に抵触する行為が行われた場合は当該法による罰則が適用されることは言うまでもありません。

### (1) 禁止行為

住民投票に際し、付議事項に対する住民の理解を深め、住民同士の議論を活発にすることにより、住民の関心を高めることが必要であるため、基本的に自由に投票運動が行えますが、住民投票の適正な執行を確保するため、一定の禁止行為を定めています。

住民投票は、投票人の自由な意思に基づき投票が行われ、的確に住民の意思を確認することを目的としていることから、①金品、物品、供応接待などの買収、②寄附などの特殊の直接利害関係を利用した投票の誘導、③暴行や脅迫、偽名等による通信などによる住民投票運動の妨害行動など、住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為は行えないこととします。

また、早朝・深夜又は大音量での賛成又は反対を勧誘する行為など、市民の平穏な生活環境を侵害する行為は行えないこととします。

(具体例)

- ・勧誘をする目的で飲食等により接待する
- ・拡声器等を用いて、学校、病院等の周辺で連呼する
- ・自動車・自転車を連ねたり、隊列を組んで往来する

### (2) 禁止期間

住民投票は、原則として、選挙と同一日には実施しないこととしますが、住民投票の実施の告示後、投票日までの間に選挙が実施される可能性もあります。住民投票の署名運動の際に想定される戸別訪問等は選挙運動では禁止されていますが、選挙の執行期間中に住民投票運動に名を借りた選挙運動が行われることも懸念されます。

このため、住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことを確保するため、住民投票の実施の告示日から投票日の間に選挙が執行される場合には、その選挙の告示日から投票日までの間、原則として住民投票運動は行えないこととします。ただし、条例に基づく住民投票制度において、当該選挙の候補者（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院届出政党等を含む。）が行う選挙運動及び公職選挙法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動についてまで規制することは適当でないので、これらの選挙運動や政治活動が住民投票運動にわたることを妨げないこととします。

なお、住民投票実施の告示日から投票日当日までには31～90日の期間が設定され、十分に住民投票運動を行う期間が確保されているため、選挙の告示日から投票日までの一定期間（8～18日間）、公正な選挙の執行のために住民投票運動が制限されることは合理的な規制の範囲内であると考えます。

## 第15条 投票資格者名簿の調製 <投票資格者名簿の調製の方法等>

第15条 委員会は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第2項の規定による告示の日の前日（投票資格者の年齢については投票日）現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 前項の投票資格者名簿は、投票区ごとに編製しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、第12条第2項の規定による告示の日に、投票資格者からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本を縦覧させなければならない。

4 委員会は、前項の縦覧を開始する日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

5 公職選挙法第24条、第26条及び第27条の規定は、投票資格者名簿に係る異議の申出、補正登録並びに表示及び訂正に関する手続について準用する。

6 委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 第3条各号に掲げる投票資格者でなくなったことを知ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

### 【説明】

投票の際の投票資格者の範囲を確定し、投票人が正当な投票資格者であるか確認するための投票資格者名簿に関し、その調製の方法や名簿の縦覧とそれに関する異議の申出等について定めます。なお、調製の方法等は公職選挙法を参考として定めています。

#### (1) 名簿の記載事項

選挙管理委員会は、投票資格者の氏名（外国人住民については通称名称を優先）、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿（＝「投票資格者名簿」）を調製することとします。

投票資格者名簿に記載する事項は、住民基本台帳の記録を利用し、職権で投票資格

者名簿への登録を行うこととします。

この投票資格者名簿が、住民投票の投票の際に使用されることとなります。ここに定める記載事項は、投票資格者本人であることを確認し得る最小限の情報とします。

## (2) 名簿の編製方法

住民投票についても選挙と同様に投票者が属する投票区の投票所で投票をすることとなります。したがって、投票に当たっては、投票しようとする者が投票資格者であるかどうかについて名簿との対照を行うことで確認するため、投票資格者名簿は、投票区ごとに編製することとします。

投票資格者名簿は、実際に住民投票を行う場合に、住民投票の実施の告示日の前日現在における投票資格者を告示日に投票資格者名簿に登録することとします。

## (3) 名簿の縦覧

投票資格者名簿の抄本の縦覧は、投票資格者に名簿の登録に関し異議の申出の機会を与え、登録漏れを予防して投票資格者名簿の正確を期すことを目的として実施します。

選挙管理委員会は、当該住民投票の告示日に、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日等を記載した書面を投票資格者本人に対して縦覧することとします。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿の縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間と場所を告示することとします。

なお、投票資格者名簿の縦覧期間については、投票日の告示日の翌日から期日前投票が開始される点などを踏まえ、投票日の告示日の当日限りとします。

## (4) 異議の申出

投票資格者名簿の登録内容に不服のある者は、縦覧の期間内に申出の趣旨や理由を記した文書により選挙管理委員会に異議を申し出ることができることとします。

異議の申出に係る具体的な手続等については、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する異議の申出の例を準用します。

選挙管理委員会は、異議の申出を受けたときは、その日から3日以内にその申出に対する決定を行うこととします。このとき、その申出が正当であると決定した場合は投票資格者名簿を修正し、その旨を申出人と関係者に通知することとします。また、正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

## (5) 補正登録及び抹消

投票資格者名簿の補正登録や訂正等の具体的な手続については、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する手続について準用します。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製した日以降、本来、登録されるべき者が登録されていないことを知った場合には、速やかにその者を投票資格者名簿に登録することとします。

また、投票資格者名簿の記載内容に変更や誤りのあった場合は、直ちに、その記載を修正又は訂正します。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が、投票資格者でなくなったことを知った場合には、直ちにその者を投票資格者名簿から抹消することとします。

## 第16条 投票区及び投票所 <住民投票の投票区及び投票所>

第16条 住民投票の投票区及び投票所（第20条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。）は、あらかじめ委員会の指定した場所に設けるものとする。

2 委員会は、投票日前5日（期日前投票の投票所にあつては第12条第2項の告示の日）までに、投票所を告示しなければならない。

### 【説明】

ここでは、住民投票の際の投票区及び投票所の設置について定めます。

選挙管理委員会の指定する場所に、投票所および期日前投票所を設けることとします。選挙制度における投票区及び投票所が住民に周知されていることから、混乱を避けるため、住民投票の投票区及び投票所も選挙制度に準拠して定めることとします。

選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示し、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示することとします。これは、公職選挙法の規定による投票所の告示に準拠しています。

## 第17条 投票管理者及び投票立会人 <住民投票の投票管理者及び投票立会人>

第17条 委員会は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

### 【説明】

ここでは、住民投票の際の投票管理者及び投票立会人について定めます。

各投票所（期日前投票所を含む）に投票管理者及び投票立会人を置くこととします。投票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会が選任します。また、投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人を選挙管理委員会が選任します。これは、公職選挙法の規定に準拠しています。

## 第18条 投票することができない者 <住民投票の投票をすることができない者>

第18条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票日（第20条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票を行う日）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

### 【説明】

ここでは、住民投票にあたり、投票することができない者について定めます。

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。ただし、当然、登録すべき要件が具備されていないながら、登録されていない者は、補正登録を行います。

また、住民投票の投票資格者は掛川市の住民である必要がありますので、投票資格者

名簿に登録された者であっても、投票当日、既に掛川市の住民でなくなった者は投票することができません。

## 第19条 投票の方法 <投票を行う場合の基本的な投票方法等>

第19条 住民投票の投票は、付議事項ごとに1人につき1票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

### 【説明】

ここでは、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の方法等について定めます。投票方法については、公明性・適正性の観点から、公職選挙法に基づく選挙と同様の投票方法を基本とします。

住民投票の投票は、対象事案ごとに1人1票の平等の原則により行うこととします。

不在者投票の場合を除き、原則として、投票資格者は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票をしなければならないこととします。

投票資格者は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れることとします。記載方法を簡単にするにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待しています。

投票人の自由な意思に基づく、公正な住民投票が行われることを確保するために、投票用紙に投票人の氏名を記入してはならないとしています。なお、投票用紙に投票人の氏名を記載したときは、他事記載に該当するものとして無効となります。この規定は、憲法第15条第4項「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」の規定を準用し、秘密投票主義を明らかにしたものです。

## 第20条 期日前投票等 <投票の方法の例外となる投票方法>

第20条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第23条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第23条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

### 【説明】

ここでは、「投票の方法」で示した投票方法の原則の例外となる投票の方法について定めます。公職選挙法の規定を準用し、通常の投票方法以外の投票方法は以下のとおりとします。

- (1) 期日前投票      (2) 不在者投票      (3) 点字投票      (4) 代理投票

## 第21条 開票区及び開票所 <住民投票の開票区及び開票所>

第21条 住民投票の開票区は、市の区域とし、開票所は、あらかじめ委員会の指定した場所に設けるものとする。

2 委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

### 【説明】

ここでは、住民投票の際の開票区及び開票所の設置について定めます。

掛川市では、市の区域を開票区とし、開票所は1ヵ所設置することとし、選挙管理委員会が指定する場所に、開票所を設けることとします。選挙制度における開票区及び開票所が住民に周知されていることから、混乱を避けるため、住民投票の開票区及び開票所も選挙制度に準拠して定めることとします。

選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示することとします。これは、公職選挙法の規定による開票所の告示に準拠しています。

## 第22条 開票管理者及び開票立会人 <住民投票の開票管理者及び開票立会人>

第22条 委員会は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

### 【説明】

ここでは、住民投票の際の開票管理者及び開票立会人について定めます。

開票所に開票管理者及び開票立会人を置くこととします。開票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会が選任します。また、開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人を選挙管理委員会が選任します。これは、公職選挙法の規定に準拠しています。

## 第23条 無効投票 <投票の形式的無効要因>

第23条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの  
(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

#### 【説明】

ここでは、公職選挙法の無効投票の規定を参考に、投票の形式的無効要因を例示的に列挙して定めます。

投票が有効であるためには、投票資格者のした投票であること、適法な住民投票の手続によったものであること及び適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていること及び適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければなりません。しかし、投票箱に投じられたどの投票が実質的に無効であるかは投票自体から識別できず、また、投票が適法な手続でなされたかどうかの判断を一連の投票手続の中途ですることは適当でないので、開票の際に、もっぱら投ぜられた投票自体によって形式的要件について判断して効力を決定することとしています。

## 第24条 投票の結果 <投票結果の公表の内容及び周知の方法>

第24条 委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の総数を告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに市議会に通知しなければならない。

3 市長は、第4条第1項の請求を受けて実施した住民投票の結果が確定した場合において、第1項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに代表者に通知しなければならない。

#### 【説明】

ここでは、投票結果が判明したときの公表の内容及び周知の方法について定めます。

住民投票の開票管理者は、投票の点検が終わったときは、開票録等によりその結果について選挙管理委員会の委員長に報告を行います。選挙管理委員会の委員長は、住民投票の結果が判明したときは、そのことを広く住民に知らしめるために、速やかに告示することとします。併せて、住民投票の執行者である市長に対して、投票の結果を報告することとします。

投票が対象事項について、二者択一で賛成か反対の意思を問う形式で実施されることから、その結果とは、全体の投票数、賛成の数及び反対の数のことを言います。

また、市長は、選挙管理委員会から報告があったとき、投票結果を尊重するとされている市議会に対して、その内容を速やかに通知することとします。

さらに、その住民投票が住民発議の場合には、代表者に対して投票の結果を通知する

こととします。

ただし、住民投票の結果が決定事項ではなく、市議会及び市長が意思決定を行うために尊重すべき事項のひとつであることを考慮し、投票結果の分析事項（投票区別及び男女別の投票率等）を提供することも想定しています。

## 第25条 再請求等の制限 <再請求の制限期間>

第25条 この条例による住民投票が実施された場合において、前条第1項の規定によりその結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、何人も、付議事項と同一又は同旨の事項について、第4条第1項及び第2項の規定による請求並びに同条第3項の規定による発議をすることができない。

### 【説明】

ここでは、一度住民投票を実施した事案の再請求の制限期間について定めます。

住民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化が無ければ、住民の意思は変わらないと考えられます。また、住民投票の結果は尊重されるべきものであり、尊重義務を果たすためには一定の検討期間が必要であること、さらに、短期間に行われる再請求は結果を否定したい意思が強く働き投票運動等に公正さを欠く可能性も考えられることから、同一事項および同旨の事項に対する再投票については、時間的な制限を設ける必要があると考えます。

したがって、住民投票の結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項または当該事項と同旨の事項について住民投票の実施の請求をすることができないこととします。

## 第26条 投票及び開票 <公職選挙法等の例による事項>

第26条 前各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

### 【説明】

ここでは、投票及び開票の手続について定めます。

住民投票の手続等は選挙とほぼ同様であり、一部の事務については選挙管理委員会に委任するため、具体的な手続等は公職選挙法等に準じて行うのが効率的で円滑な手段と考えられます。

したがって、投票及び開票に関し、住民投票条例で具体的に定める事項以外のものについては、選挙の例によることとします。

## 第27条 結果の尊重 <市議会及び市長の住民投票結果の尊重>

第27条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

### 【説明】

自治基本条例において、「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする」と定めていますが、この条例においても、改めて、その内容を定めることとします。

なお、「結果を尊重する」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、市議会と市長が意思決定を行っていくことと捉えます。このため、市議会と市長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があります。

また、本市の住民投票では、住民の投票行動を尊重する意図から投票率による成立要件を設けていません。成立要件を設けないことで、投票に行かないよう働きかけるボイコット運動が生じる可能性等を抑制することにも繋がります。また、情報公開や説明責任の観点からも、投票率に係わらず、投票結果を明らかにする必要があると考えます。これらのことを踏まえ、結果の尊重の際には、投票率等も含めた投票結果全体を評価するものとしします。

## 第28条 委任 <実施に必要な内容の規則への委任>

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

### 【説明】

この条例に定めるもののほか、条例の委任事項やその他住民投票事務に関する細目など、この条例の実施のために必要な事項については、規則で定めることとします。

## 附則 <条例の施行期日及び経過措置>

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第75号)の施行後4年を経過するまでの間にその期日がある住民投票に係る、第3条の規定の適用については、同条中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

### 【説明】

この条例の施行期日及び経過措置を定めます。

#### (1) 施行期日

住民投票条例の制定後、住民への制度周知を図るとともに、住民投票条例施行規則の制定、投票資格者名簿等に関するシステム構築など、実際に住民投票を実施するた

めの所要の作業を行う期間が必要なため、施行期日は平成26年10月1日とします。

(2) 経過措置

住民投票の投票資格者年齢は、満18歳以上としながらも、市内において未成年の投票行為が一般的には周知されていないことや、特に高校生に対する投票運動の影響が危惧されている現状を鑑み、国民投票法における投票年齢が満18歳以上に確定するまでの間は、年齢満20歳以上の者を対象とする経過措置をとることとします。

## Ⅱ 市住民投票関係法令等

### 1 掛川市自治基本条例（平成24年12月21日 掛川市条例第29号）

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条・第5条）

第3章 自治の主体

第1節 市民等（第6条・第7条）

第2節 市議会（第8条・第9条）

第3節 市長等及び職員（第10条・第11条）

第4章 市政運営の原則（第12条—第23条）

第5章 協働によるまちづくり（第24条—第26条）

第6章 住民投票（第27条）

第7章 広域連携及び交流（第28条）

第8章 条例の検証及び見直し（第29条）

附則

掛川市は、海と山と街道がつながる豊かな自然に恵まれた日本有数の茶産地であり、市内には旧東海道宿場町や城下町としての多くの歴史資産が残る文化の香り豊かなまちです。そして、先人の先見性や叡智を礎に、全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきました。

私たちは、この風格あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

今、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方都市には、市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

これからの時代、私たち市民に求められることは、自ら行動することや互いに信頼し、役立ち合うことです。これらがうまくかみ合い機能してはじめて、市民主体による協働のまちづくりが進展します。これは、市民自らの意思でまちづくりに参加し、市とともにみんなで支え合う「新しい公共社会」への発展にほかなりません。

このような流れが円滑に進み、成熟した社会になるためには、市民と市がこれまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、人づくりやまちづくりのあるべき姿についての考え方を共有する必要があります。

そこで、私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、このまちを成長させながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意し、ここに本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、掛川市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民等、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営及び協働によるまちづくりの基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを

現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 市の施策の立案、実施及び評価の各過程に市民等が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責任を自覚し、互いの自主性及び自立性を相互に尊重しながら、対等な立場で連携を図り、又は協力することをいう。
- (5) まちづくり 市民等が幸せに暮らせるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(最高規範性)

**第3条** 市民等並びに市議会及び市長等は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとする。

2 市議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

## 第2章 自治の基本理念及び基本原則

(基本理念)

**第4条** 本市における自治は、市民等が等しく参加でき、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 まちづくりは、掛川市生涯学習都市宣言の理念に基づき、地域の歴史及び文化的な特性を尊重して行われなければならない。

(基本原則)

**第5条** 本市における自治は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民等並びに市議会及び市長等がまちづくりに関する情報を相互に共有すること。
- (2) 参画の原則 市民等の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

## 第3章 自治の主体

### 第1節 市民等

(市民等の権利)

**第6条** 市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、知る権利の理念に基づき、市政に関する情報の公開を請求する権利を有する。

(市民等の責務)

**第7条** 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、総合的な視点に立ち、自らの発

言及び行動に責任を持つとともに、相互に意見及び行動を尊重し合うものとする。

## 第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

**第8条** 市議会は、市の議決機関であり、市長等に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるものとする。

3 市議会は、議会活動について積極的に市民等に情報発信するとともに、開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

**第9条** 市議会議員は、市議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市議会議員は、まちづくりについての自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、政策形成及び市議会の運営に適切に反映させるよう努めるものとする。

## 第3節 市長等及び職員

(市長等の役割及び責務)

**第10条** 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、市政の運営に適切に反映させるものとする。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員(以下「職員」という。)の育成を図るものとする。

4 市長等は、相互に連携を図り、一体として、市政運営に当たるものとする。

(職員の責務)

**第11条** 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとする。

## 第4章 市政運営の原則

(市政運営の基本原則)

**第12条** 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。

(総合計画)

**第13条** 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、定期的に検討を加えるものとする。

(財政運営)

**第14条** 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう

努めるものとする。

- 3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

**第15条** 市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。  
3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

**第16条** 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

- 2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。

(市民等からの意見聴取)

**第17条** 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聴くものとする。

(説明責任)

**第18条** 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

(行政手続)

**第19条** 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。

(危機管理)

**第20条** 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

- 2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

(職員通報制度)

**第21条** 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

- 2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

**第22条** 市議会及び市長等は、市民等の市政についての知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

(個人情報保護)

**第23条** 市議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

## 第5章 協働によるまちづくり

### (地域自治活動)

**第24条** 自治区（市内の一定の区域に住所を有する者（以下この項において「住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体で公共的活動を行うものをいう。以下同じ。）は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区（複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。）は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

### (市民活動)

**第25条** 市民活動団体等（市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせず活動するもの（自治区及び地区を除く。）をいう。以下同じ。）は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等にかかれた組織体制を整備するよう努めるものとする。

### (協働によるまちづくりの推進)

**第26条** 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織（自治区及び地区をいう。以下同じ。）及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

2 市長は、まちづくりにおける課題に総合的に取り組むため、地域自治組織、市民活動団体等及び市で構成する会議を開催することができる。

3 市長等は、まちづくりに関する活動の促進を図るため、その活動を担う人材の育成に必要な環境の整備に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第6章 住民投票

### (住民投票)

**第27条** 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人（以下この条において「住民」という。）の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

## 第7章 広域連携及び交流

### (広域連携及び交流)

**第28条** 市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。

## 第8章 条例の検証及び見直し

### (条例の検証及び見直し)

**第29条** 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況について検証を行うものとする。

- 2 市長は、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 掛川市住民投票条例 (平成26年3月26日 掛川市条例第3号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号。以下「自治基本条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要事項)

**第2条** 自治基本条例第27条第1項の市政に関する特に重要な事項（以下「重要事項」という。）は、市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項であって、住民（市内に住所を有する個人をいう。以下同じ。）の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項（市の意思として明確に表明しようとする事項を除く。）
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の住民又は地域に関する事項
- (4) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (5) 市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (6) 市に納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項

(投票資格者)

**第3条** 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本の国籍を有する者であって、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。以下同じ。）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格（次号において「永住資格」という。）をもって在留し、かつ、本市に住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (3) 日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する在留資格（永住資格を除く。）をもって在留し、かつ、本市に住民票が作成された日から引き続き3年を超えて本市の住民基本台帳に記録されているもの

(発議又は請求)

**第4条** 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 市長は、自らの発議に基づき、住民投票を実施することができる。この場合において、市長は、あらかじめ市議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、住民投票を発議することができない。

(発議又は請求の形式)

**第5条** 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求により住民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛成又は反対を問う形式としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(代表者証明書の交付等)

**第6条** 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする投票資格者の代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による請求又は申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。
  - (1) 第1項の規定による請求が第4条第4項又は第25条の規定に該当するとき。
  - (2) 第2項の規定による確認ができないとき。

(署名等の収集)

**第7条** 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

- 2 代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。
- 3 代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

4 代表者(第2項の規定により委任を受けた者を含む。)は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、静岡県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間において署名等を求めることができない。

5 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。  
(署名簿の提出等)

**第8条** 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第5項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を掛川市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。  
(審査名簿の調製)

**第9条** 委員会は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿(第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により審査名簿を調製したときは、その日の翌日から5日間、投票資格者(審査名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。

3 委員会は、前項の閲覧を開始する日前3日までに閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。

4 審査名簿の調製に関し不服のある者は、第2項の規定による閲覧の期間内に文書をもって委員会に異議を申し出ることができる。

5 委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。

6 委員会は、第4項の規定による異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消するとともに、その旨を同項の規定により異議を申し出た者(以下「異議申出人」という。)及び関係人に通知しなければならない。

7 委員会は、第4項の規定による異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。  
(署名等の審査)

**第10条** 委員会は、第8条第1項の規定による提出を受けたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 委員会は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなけ

ればならない。

- 4 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって委員会に異議を申し出ることができる。
- 5 委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 委員会は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。
- 7 前各項までに定めるもののほか、署名等の審査に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の規定の例による。

（住民投票の実施等）

**第11条** 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、住民投票を実施するものとする。

- 2 市長は、第4条第1項の請求により住民投票を実施する場合にあっては代表者及び委員会に、同条第2項の請求により住民投票を実施する場合にあっては市議会及び委員会に、速やかに通知するとともに、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第4条第3項の規定に基づき住民投票を実施するときは、速やかに委員会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

（住民投票の期日）

**第12条** 委員会は、前条第2項及び第3項の規定による告示があった日から31日以後90日以内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。ただし、投票日に選挙が行われるときその他委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

- 2 委員会は、前項の規定により定めた投票日前7日までに当該投票日を告示しなければならない。

（情報の提供）

**第13条** 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付された重要事項（以下「付議事項」という。）に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

（住民投票運動）

**第14条** 住民投票に係る投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

- 2 第11条第2項又は第3項の規定による告示の日から投票日までの期間において、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法

(昭和25年法律第100号)第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))を含む。))がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。))又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。))が、当該住民投票に係る投票運動にわたることを妨げるものではない。

(投票資格者名簿の調製)

**第15条** 委員会は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第2項の規定による告示の日の前日(投票資格者の年齢については投票日)現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。))を調製しなければならない。

2 前項の投票資格者名簿は、投票区ごとに編製しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、第12条第2項の規定による告示の日に、投票資格者からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本を縦覧させなければならない。

4 委員会は、前項の縦覧を開始する日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

5 公職選挙法第24条、第26条及び第27条の規定は、投票資格者名簿に係る異議の申出、補正登録並びに表示及び訂正に関する手続について準用する。

6 委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 第3条各号に掲げる投票資格者でなくなったことを知ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票区及び投票所)

**第16条** 住民投票の投票区及び投票所(第20条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。))は、あらかじめ委員会の指定した場所に設けるものとする。

2 委員会は、投票日前5日(期日前投票の投票所にあつては第12条第2項の告示の日)までに、投票所を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

**第17条** 委員会は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票することができない者)

**第18条** 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票日(第20条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票を行う日)において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

**第19条** 住民投票の投票は、付議事項ごとに1人につき1票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。))は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(期日前投票等)

**第20条** 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第23条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第23条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(開票区及び開票所)

**第21条** 住民投票の開票区は、市の区域とし、開票所は、あらかじめ委員会の指定した場所に設けるものとする。

2 委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

**第22条** 委員会は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(無効投票)

**第23条** 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号を自書しないもの

(4) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの

(6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したか判別し難いもの

(7) 白紙投票

(投票の結果)

**第24条** 委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の総数を告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに市議会に通知しなければならない。

3 市長は、第4条第1項の請求を受けて実施した住民投票の結果が確定した場合において、第1項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに代表者に通知しなければならない。

(再請求等の制限)

**第25条** この条例による住民投票が実施された場合において、前条第1項の規定によりその結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、何人も、付議事項と同一又は同旨の事項について、第4条第1項及び第2項の規定による請求並びに同条第3項の規定による発議をすることができない。

(投票及び開票)

**第26条** 前各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭

和25年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(結果の尊重)

**第27条** 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

(委任)

**第28条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）の施行後4年を経過するまでの間にその期日がある住民投票に係る、第3条の規定の適用については、同条中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

附 則（平成26年10月6日掛川市条例第30号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 掛川市住民投票条例施行規則 (平成26年9月30日 掛川市規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市住民投票条例（平成26年掛川市条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(実施請求書)

第2条 条例第6条第1項の実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

(代表者証明書)

第3条 条例第6条第1項の代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

(署名簿)

第4条 条例第7条第1項の署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

(署名等の記載)

第5条 条例第7条第1項の署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は市長が認める記号によるものとし、かつ、判読しうるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

3 住民投票の実施の請求者（以下「請求者」という。）は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、投票資格者（代表者及び当該代表者の委任を受けて当該投票資格者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（次項において「代筆者」という。）による当該請求者の氏名の記載は、条例第7条第1項の規定による請求者の署名とみなす。

4 代筆者が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

(署名等の委任)

第6条 条例第7条第2項に規定する代表者の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による届出は、住民投票実施請求署名収集委任届出書（様式第6号）によるものとする。

(審査名簿の調製)

第7条 条例第9条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査名簿に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に規定する選挙人名簿の例による。

(住民投票実施の請求等)

第8条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が条例第10条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日から5日以内に、条例第6条第2項の規定により市長から返付された実施請求書に条例第10条第1項に基づく署名簿の効力を証明する書面及び当該署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 前項の署名簿の効力を証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書(様式第7号)によるものとする。

3 第1項の規定による請求があった場合において、署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は第1項に規定する期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

(投票資格者名簿の調製)

第9条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、投票資格者名簿に関し必要な事項については、法に規定する選挙人名簿の例による。

(投票管理者及び投票立会人)

第10条 条例第17条に規定する投票管理者は、投票資格者の中から委員会が選任する。

2 委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

3 条例第17条に規定する投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人を委員会が選任する。

(期日前投票)

第11条 条例第20条第1項の規定による期日前投票は、投票日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第12条第2項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票の投票所において行うものとする。

(不在者投票)

第12条 条例第20条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者(令第55条第2項から第4項までの規定の例により置く不在者投票管理者をいう。)の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行うものとする。

2 前項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに該当する者が、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行うものとする。

(点字投票)

第13条 条例第20条第3項の規定による点字による投票(以下「点字投票」という。)は、盲人である選挙人が投票管理者に申し立てることにより行うものとする。

2 点字投票を行う投票人は、点字投票である旨を表示した投票用紙(以下「点字用の投票用紙」という。)に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

(1) 点字用の投票用紙を用いないもの

- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第14条 条例第20条第4項の規定による代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行うものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第15条 条例第22条に規定する開票管理者は、投票資格者の中から委員会が選任する。

2 委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

3 条例第22条に規定する開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人を委員会が選任する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

住民投票実施請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

実施請求代表者 住所  
氏名 氏名 印

掛川市住民投票条例第4条第1項の規定により、住民投票の実施を請求します。

- 1 住民投票に付そうとする事項
- 2 住民投票に付そうとする事項の趣旨

（注）

- 1 住民投票に付そうとする事項は、住民が容易に内容を理解できる事項としてください。
- 2 住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載してください。



様式第3号（第3条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

実施請求代表者	住所	
氏名	氏名	印

掛川市住民投票条例第6条第1項の規定により、  
について賛成又は反対を問う住民投票に係る住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

（注）住民投票実施請求書を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

（1枚目）

年 月 日

住民投票実施請求者署名簿

（2枚目以降）

選挙管理委員会使用欄		署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆した場合（心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）				備考
有効 無効 の印	番号						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	代筆者の 印	
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			
		月 年日	掛川市	月 年日			掛川市	月 年日			

（注）署名審査の終了後、掛川市住民投票条例第10条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

住民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、について賛成又は反対を  
問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求める  
ことを委任する。

氏名	
住所	

年 月 日

委任者（実施請求代表者）  
住所  
氏名

⑩

住民投票実施請求署名収集委任届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者（実施請求代表者） 住所  
氏名 氏名 ㊟

次の者に対し、 について賛成又は反対を  
問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求める  
ことを委任したので、掛川市住民投票条例第7条第3項の規定により届け出ます。

受任者	氏 名	
	住 所	
委任した年月日	年 月 日	

住民投票実施請求署名収集証明書

について賛成又は反対を問う住民投票の  
実施を請求するため、 年 月 日付で実施請求代表者 から提出の  
あった署名簿の審査の結果は次のとおりである。

- 1 署名簿の提出冊数 冊
- 2 審査終了年月日 年 月 日
- 3 審査結果

総 数	
有効署名数	
無効署名数	

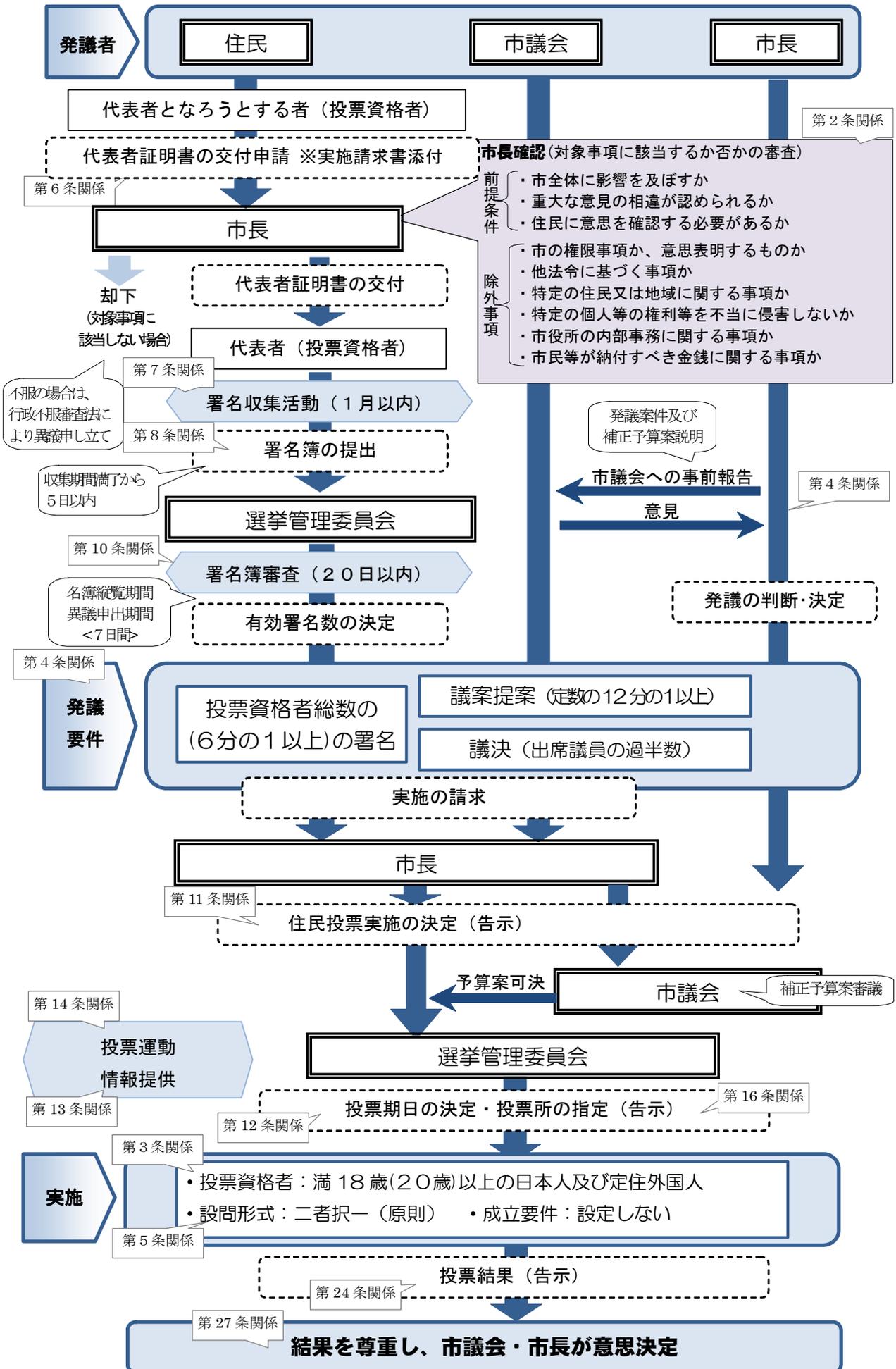
- 4 審査名簿に登録されている者の総数の6分の1の数

以上により、審査名簿に登録されている者の総数の6分の1以上の有効署名数が  
( あった ・ なかった ) ことを証明する。

年 月 日

掛川市選挙管理委員会委員長 氏 名 印

### Ⅲ 住民投票の流れ



掛川市住民投票条例【逐条解説書】  
(平成26年10月改訂)

掛川市企画調整課

電 話 0537(21)1127

FAX 0537(21)1167

メール [kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)